

令和7年12月3日
危機管理部
環境政策部

大型獣類等が市街地に出没した際の対応について

1 主旨

近年、全国的に市街地での野生の大型獣類等の出没頻度が高まっており、都内においても生息範囲が拡大傾向にあり、市街地への出没の可能性が高まっている。

一方、令和7年9月に改正鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が施行され、区市町村の判断による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設され、これに合わせて「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」も改訂された。

今後、区としては万が一、大型獣類等が区内に出没した場合等は、人身事故の発生や交通機関の混乱を招く恐れがあることから、区民の生命と安全を確保するため、関係機関、施設管理者等との連携を図り、区内出没時の各主体の役割分担を踏まえ、関係所管による必要な対応を整理する。

2 最近の出没状況（都内）

○11月4日（火）、江戸川区でイノシシの目撃情報あり

※江戸川区の対応（危機管理部防災危機管理課）

- ・区HP（第1報（11/4）～第6報（11/7））、防災無線による注意喚起
- ・全区立学校、区立保育施設に対してメールで情報提供
- ・近隣区立学校（小学校14校、中学校8校）の登下校時の職員の見守り

○ツキノワグマは、奥多摩町、八王子市、檜原村、青梅市、日の出町、あきる野市で目撃、
捕獲情報多数（23区内なし）

3 各主体の役割分担（「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」より）

○区 ⇒ 基礎的自治体として地域住民の安全を確保する。

役割	所管	関係所管（想定）
現場へ出動（情報収集）	地域生活安全課	総合支所、まちづくりセンター等
区内関係機関に連絡	地域生活安全課	危機連絡会議構成委員 等
住民への注意喚起	地域生活安全課 災害対策課 危機連絡会議の各所管	広報広聴課
所轄の警察署、消防署、都への情報共有	地域生活安全課 災害対策課	
対策本部設置	地域生活安全課	危機連絡会、危機管理対策委員会
有害鳥獣捕獲許可の申請	環境保全課	
監視、捕獲	環境保全課	
報道対応	広報広聴課	

緊急銃獵（危険鳥獣である クマ、イノシシのみ対象）	環境保全課	
------------------------------	-------	--

○警察 ⇒ 警察法及び警察官職務執行法に基づき対応する。

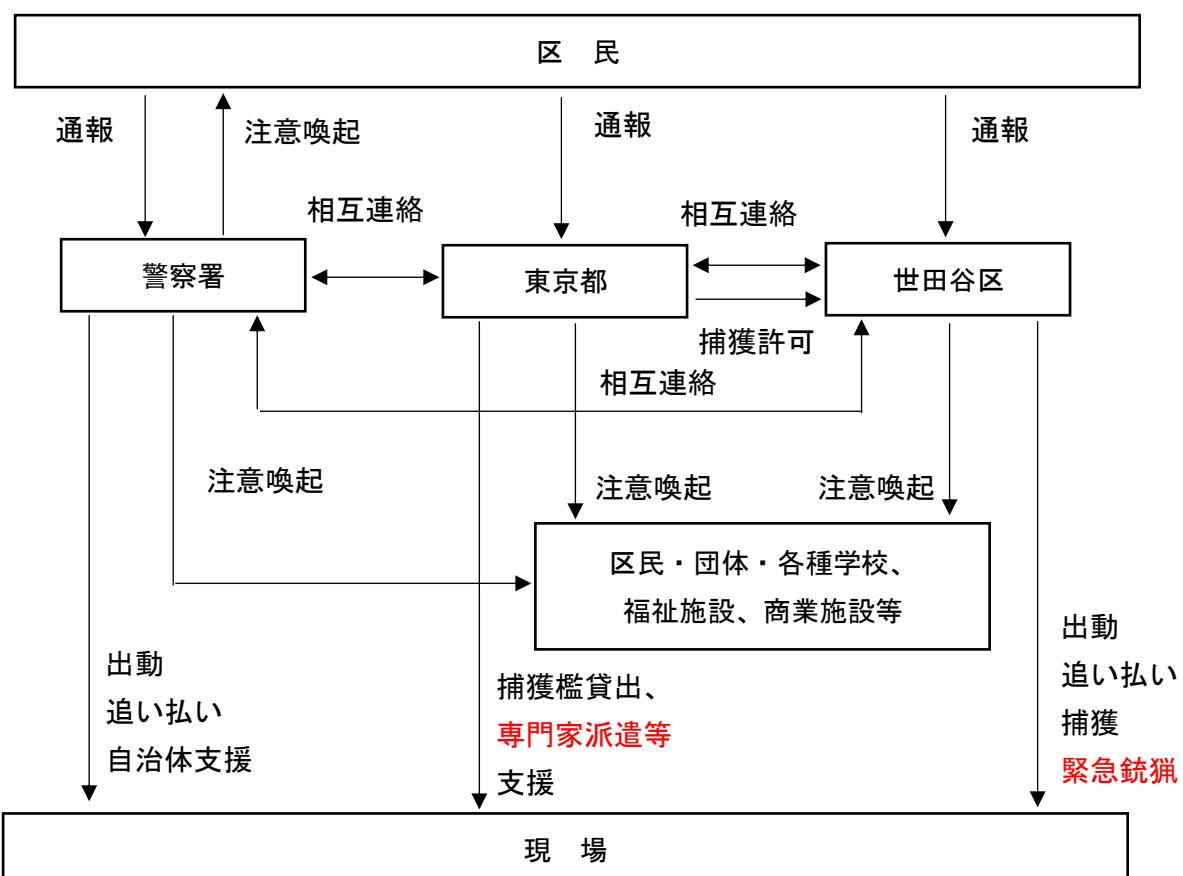
- ・現場への出動（情報収集）
- ・現場周辺の警戒強化、交通整理、住民誘導
- ・安全確保の徹底
- ・マニュアルに従った区市町村及び都への支援
- ・隣接する所轄の警察署へ連絡・調整
- ・不測の事態における、警職法第4条に基づく措置・命令

○都 ⇒ 鳥獣保護管理法の所管として対応及び市区町村への支援を図る。

- ・区市町村、警察からの出没情報を集約
- ・区市町村、警察への情報共有
- ・有害鳥獣捕獲許可の交付
- ・捕獲にあたって、捕獲檻の貸与、麻酔薬を取り扱える者の派遣
- ・**緊急銃獵にあたって、ハンターの派遣**
- ・**専門家の派遣により技術的対応等についての助言**
- ・区市町村向け、技術講習会の開催

4 連絡体制

<大型獣類出没時の連絡・対応スキーム イメージ>



5 ツキノワグマ目撃・捕獲情報等

令和7年都内ツキノワグマ目撃等情報 (東京都HP R7.11.28)

市町村	痕跡・撮影・目撃件数		捕獲件数	
	R7.1~11	R6	R7.1~11	R6
奥多摩町	5 7	7 2	8	1 3
檜原村	2 9	1 8	1	
青梅市	2 7	2 0		
八王子市	2 3	1 0	2	
日の出町	1 3	3		
あきる野市	8	2 1		2
合計	1 5 7	1 4 4	1 1	1 5

令和7年度全国緊急銃獵発砲事例 (環境省HP R7.11.28)

都道府県	件数	都道府県	件数
山形県	1 2	福井県	2
新潟県	8	北海道	1
秋田県	6	宮城県	1
富山県	4	石川県	1
群馬県	2	福島県	1
岩手県	2		4 0

令和7年度全国クマ出没、被害状況（クマによる死亡事故）(環境省HP R7.11.28)

都道府県	市町村	月日	都道府県	市町村	月日
岩手県	北上市	7月4日	秋田県	北秋田市	7月31日
		10月8日		東成瀬村	10月24日
		10月16日		秋田市	10月27日
	雫石市	10月10日		湯沢市	11月3日
	一関市	10月27日	長野県	大町市	6月22日
北海道	福島町	7月12日	宮城県	栗原市	10月3日
	斜里町	8月14日			